

代決報告第5号

令和7年2月10日提出

権利の放棄に係る議案に対する意見の申出について

下記の権利の放棄に係る議案について、令和7年1月29日、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

記

広島市地域改善対策奨学資金条例を廃止する条例（平成14年広島市条例第35号）による廃止前の広島市地域改善対策奨学資金条例（昭和57年広島市条例第61号）に基づく資金の貸与に係る請求権のうち、当該請求権に関し破産法（平成16年法律第75号）第252条第1項の免責許可の決定がされ、その回収の見込みがないと認められる次に掲げるもの

放 棄 す る 権 利 及 び そ の 内 容	貸与を受けた者
昭和63年5月13日から平成3年3月7日までの間に34回に分けて貸与した奨学資金の未返還額63万9,000円及び当該未返還額に対し各返還期限の翌日から権利の放棄の日までの間に年10.95パーセントの割合により生ずる延滞利子に係る請求権	B

第 号議案

令和 7 年 2 月 日提出

権利の放棄について

次の権利を放棄するものとする。

広島市長 松 井 一 實

広島市地域改善対策奨学資金条例を廃止する条例（平成 1 4 年広島市条例第 3 5 号）による廃止前の広島市地域改善対策奨学資金条例（昭和 5 7 年広島市条例第 6 1 号）に基づく資金の貸与に係る請求権のうち、当該請求権に関し破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 2 5 2 条第 1 項の免責許可の決定がされ、その回収の見込みがないと認められる次に掲げるもの

放 棄 す る 権 利 及 び そ の 内 容	貸与を受けた者
昭和 6 3 年 5 月 1 3 日から平成 3 年 3 月 7 日までの間に 3 4 回に分けて貸与した奨学資金の未返還額 6 3 万 9 , 0 0 0 円及び当該未返還額に対し各返還期限の翌日から権利の放棄の日までの間に年 1 0 . 9 5 パーセントの割合により生ずる延滞利子に係る請求権	B